

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省年金局事業管理課

1. 改正の趣旨

- 年金の被保険者、受給権者等は、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 98 条第 3 項、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 105 条第 1 項、第 3 項等の規定に基づき、厚生労働省令の定める事項を届け出なければならないとされているところ、被保険者、受給権者等の負担軽減及び年金事業の適正な運営の観点から、老齢年金の裁定請求に係る届出等について、一部の記載を不要とするとともに、添付書類の適正化を行う。
- また、条約その他の国際約束により被保険者とならない者等について、保険料の二重負担を防止するため、当該被保険者とならない者を把握するための届出規定を新設する。
- あわせて、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）第 2 条第 9 項の規定に基づく特例納付保険料の額に相当する額の国庫負担について、手続きの迅速化を行うための改正を行う。

2. 改正の概要

- 厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号）第 30 条の 2、国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）第 16 条の 2 等による老齢年金の裁定請求の届出について、他の公的年金給付等の受給状況の記載等を不要とする。
- 厚生年金保険法施行規則第 10 条の 2 の 2 の規定による 3 歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例の申出について、事業主が添付書類の確認を行った場合は、当該添付書類について、機構への提出を要しないものとする。
- 条約その他の国際約束により被保険者とならない者等が、その旨を日本年金機構に届け出るよう努めることとする規定を新設する。
- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 3 条の規定による公表の日から 10 月が経過する日までに、同法第 2 条第 2 項の規定による勧奨を行うことができない場合には、国は、特例納付保険料の額に相当する額を負担することとされているところ、当該期限を、同法第 3 条の規定による公表の日から 6 月が経過する日までに改める。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 厚生年金保険法第 26 条第 1 項、第 98 条第 3 項及び第 101 条
- 国民年金法第 105 条第 1 項及び第 3 項並びに第 110 条

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和6年3月下旬（予定）
- 施行期日：令和6年4月上旬（予定）